

令和7年7月1日
大臣官房 技術調査課
総合政策局 公共事業調査室
国際政策課
海外プロジェクト推進課

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰 2025年度の募集開始！

～過去に認定・表彰された技術者について、国内での活用実績の登録も開始～

国土交通省では、技術者が国内外を問わず活躍できる環境を整備し、国内・海外での相互活用を推進するため、技術者の海外での実績を認定するとともに、優れた技術者を表彰する制度を運用しています。本日より、今年度の認定申請・表彰応募及び活用実績登録を開始いたします。

実績認定申請、表彰応募、活用実績登録の主体、対象、提出期限の概要は以下のとおりです。

申請・応募等は、下記国土交通省ホームページに掲載の募集要項に基づいて行ってください。

(https://www.mlit.go.jp/kokusai/kokusai_tk3_000198.html)

1. 実績認定申請、表彰応募、活用実績登録の主体

国土交通省(大臣官房会計課所掌機関、地方整備局等又は国土地理院)若しくは独自の競争参加資格を運用している国土交通省所管の独立行政法人等※の工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有している企業その他の法人(以下「企業等」という)。

※ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構又は高速道路会社

2. 実績認定申請の対象

申請を行う企業等に所属等している、所定の条件を満たす海外建設工事(我が国の領域外において実施する工事をいう。)または、調査、詳細設計、施工監理(建築分野においては設計、工事監理)、マスター・プラン策定、技術協力プロジェクトその他海外建設工事に関連する業務に従事した技術者。

3. 表彰応募の対象

実績認定がなされ、又は過去に本制度による認定証が発行されている工事又は業務に従事した、国内工事における現場代理人、主任技術者又は監理技術者若しくは国内業務における管理技術者又は照査技術者相当以上の水準の技術者を想定。

なお、受賞者については、委員会を経て12月に決定し、1月に表彰式を実施予定。

4. 国内での活用実績の登録

今年度から新たに取り組む事項として、本制度の活用状況をフォローアップし今後の制度改善に活かすため、本制度により認定あるいは表彰された技術者が、その実績等を活用して国内の工事・業務に参画した場合(受注に至らなかった場合も含む)には、登録の協力をお願いする。

5. 提出・登録期限

2025年8月31日(日)17時 ※Webシステムによる提出・登録

【問合せ先】

総合政策局 海外プロジェクト推進課 課長補佐 西村、係長 松尾
代表:03-5253-8111(内線25823、25819)、直通:03-5253-8315

